

京都市図書館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年6月27日

京都市教育委員会

委員長 水野彌一

京都市教育委員会規則第4号

京都市図書館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市図書館の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「右京中央図書館開設準備室」を削り、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 右京中央図書館の組織は、次のとおりとする。

図書館

業務係

図書係

参考調査係

第6条第1項中「、室長、副室長」を削り、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「次条第4項及び第5項」を「次条第7項及び第8項」に改め、「及び室」を削り、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 右京中央図書館に館長、副館長、課長、係長、司書、司書補及びその他の職員を置く。

第7条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、同条第6項中「図書館図書課及び室の」を削り、同項を同条第8項とし、同条第5項中「、室長、副室長」を削り、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 右京中央図書館の館長は、上司の命を受け、右京中央図書館の事務を統理し、所属職員を指揮監督する。

4 右京中央図書館の副館長は、上司の命を受け、右京中央図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第8条第1項第8号を削り、同条第2項中「、右京中央図書館開設準備室」を削る。

別表を次のように改める。

区 分		開 館 時 間	休 館 日
中央図書館	成人図書室及び参考図書室	午前10時から午後8時30分まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）については、午前10時から午後5時まで	(1) 火曜日（火曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日） (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで (3) 図書館資料の整理等のために必要な期間として年間15日以内で教育長が定める期間
	児童図書室	午前10時から午後5時まで	
分館	岩倉図書館、東山図書館、吉祥院図書館、向島図書館及び久我のもり図書館	午前10時から午後5時まで。ただし、月曜日及び木曜日（これらの日が休日に当たる場合を除く。）については、午前10時から午後7時	(1) 火曜日（火曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日ではない日）並びに毎月の第2水曜日及び第4水曜日（これらの日が休日に当たる場合を除く。）

	まで	<p>(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</p> <p>(3) 図書館資料の整理等のために必要な期間として年間15日以内で教育長が定める期間</p>
醍醐図書館	午前10時から午後5時まで。ただし、水曜日及び木曜日(これらの日が休日に当たる場合を除く。)については、午前10時から午後7時まで	<p>(1) 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに毎月の第2火曜日及び第4火曜日(これらの日が休日に当たる場合を除く。)</p> <p>(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</p> <p>(3) 図書館資料の整理等のために必要な期間として年間15日以内で教育長が定める期間</p>
その他の分館	午前10時から午後7時30分まで。ただし、日曜日、土曜日及び休日	<p>(1) 火曜日(火曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並び</p>

	<p>については、午前10時から午後5時まで</p>	<p>に毎月の第2水曜日及び第4水曜日（これらの日が休日に当たる場合を除く。）</p> <p>(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</p> <p>(3) 図書館資料の整理等のために必要な期間として年間15日以内で教育長が定める期間</p>
<p>右京中央図書館，伏見中央図書館及び醍醐中央図書館</p>	<p>午前10時から午後8時30分まで。ただし、日曜日、土曜日及び休日については、午前10時から午後5時まで</p>	<p>(1) 火曜日（火曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）</p> <p>(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</p> <p>(3) 図書館資料の整理等のために必要な期間として年間15日以内で教育長が定める期間</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年6月30日から施行する。

(京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

2 京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条第1項第8号中「中央図書館，」の右に「右京中央図書館，」を加える。

(教育委員会事務局総務部総務課)